

日本古代社会における王位継承と血縁集団の構造

——中国との比較において

官 文 娜

はじめに

日本古代国家の成立から律令制の完成にかけての時期とみなされる六世紀から八世紀半ばにかけては、王位をめぐる争いが頻発した時期であり、王位の継承に関してもさまざまな特色を持つ、波乱に富んだ時代である。

日本古代社会には有力豪族による大王推戴の伝統がある。大伴氏・物部氏・蘇我氏・藤原氏らは次々に王位継承の争いに巻き込まれ、その勢力も王の交替に伴って相次いで消長していた。五三一年継体天皇の没後、古い豪族の相伴氏は安閑・宣化天皇を位に即けた。しかし朝廷に対して同じように大きな勢力を持っていた蘇我氏は安閑天皇がなくなつた後、欽明天皇を位に即けたいと望み、五三九年、欽明天皇が正式に天皇の位に即いた。その時、大伴金村は朝廷から

退いた。表向きには対朝鮮政策の失敗という理由であったが、実際には蘇我氏と関係の深い欽明天皇が位に即いてしまったためである。その後、用明天皇の後の位をめぐる大伴氏と同様の古い家柄の物部氏と、家柄としては新しい蘇我氏との闘争が起こった。蘇我氏は独自で王位の継承者を決定できるよう、対立する物部氏を滅ぼし、また皇子と天皇さえもそれぞれ暗殺または自殺させたのみならず、さらに蘇我入鹿の時代になると、蘇我氏の一族はあたかも自らが天皇であるかのように振る舞った。しかし結局、蘇我入鹿と父の蝦夷が中大兄皇子や中臣鎌足らによって滅ぼされ、蘇我氏は滅亡した。蘇我氏に取って代わつたのは中臣鎌足を代表とする藤原氏である。鎌足の子藤原不比等の娘安宿媛（光明子）が聖武天皇の皇后になつてからは、藤原氏は天皇に輔政を行ってきた。

一方、六〜八世紀に、王位と直接関係のある皇族のうち非業の最

期を遂げた者は、『日本書紀』『続日本紀』によれば、十数人以上にのぼる。例えば太子の押坂彦人皇子は前述の用明天皇後の王位をめぐって、物部守屋・中臣勝海対蘇我馬子の闘争に巻き込まれた。また蘇我氏が穴穗部皇子の実の兄にあたる泊瀬部皇子を天皇に担ぎ出そうと企てる中、穴穗部皇子を位に即けようとする物部氏の謀り事が露呈したため、穴穗部皇子は宅部皇子とともに蘇我馬子などに殺された。このほか五九二年に、崇峻天皇も馬子に暗殺された。また『日本書紀』皇極天皇二年十月戊午と十一月丙子朔に次の記載がある。「蘇我臣入鹿獨謀、將廢上宮王等、而立古人大兄爲天皇」（蘇我臣入鹿、獨り謀りて、上宮の王等へ注によれば、それは聖徳太子の皇子達、特に山背大兄王を指す―筆者）を廢てて、古人大兄（舒明天皇の皇子―筆者）を立てて天皇とせむとす。後、山背大兄皇子は「吾起兵伐入鹿者、其勝定之。然由一身之故、不欲殘害百姓」。是以、吾之一身、賜於入鹿」（吾、兵を起して入鹿を伐たば、其の勝たむこと定し。然るに一つの身の故に由りて、百姓を残り害はむことを欲せし。是を以て、吾が一つの身をば、入鹿に賜ふへ本論文における『日本書紀』の引用の訓読みはすべて「日本古典文学大系」〔岩波書店、一九六七年〕による）という理由で、子弟や妃妾とともに自殺してしまった。なお大友皇子・大津皇子・長屋王なども王位をめぐって殺された皇族であった。

一方、中国古代の歴史に目を移してみれば、王位をめぐる争いは

いつも統治集団内権力闘争の焦点であった。中国の夏の時代に王位の「父子相承」という直系継承制がすでに確立していたが、一夫多妻婚のもとで、儲嗣が年少などの場合、王の弟らが王位をめぐって争い、王族内で殺し合うことが多かった。そこで殷の時代には、一時いわゆる「兄終弟及」（兄弟相及ぼす、すなわち兄弟継承）という継承形態をとった。

王位をめぐる争いが引き起こす政治の乱れを避けるため、嫡長男の身分を持つ者は一人しかいない、またその身分は生来のもので、人為的に変えることはできないという考えのもとに、周の時代（紀元前十一世紀～七七一年）、周公旦（周武王の弟、名前は旦という。以下周公と記す）は周武王がなくなった後「周公行政七年、成王（兄の子―筆者）長。周公反政成王、北面就群臣之位」（周公、政を行ふこと七年、成王長ず。周公、政を成王に反し、北面して群臣の位に就くへ本論文における『史記』の引用の訓読みはすべて「新釈漢文大系」〔明治書院、一九八七年〕による）ということから嫡長男継承制を確立した。以来古代中国では、皇帝の嫡長男の即位こそ正統と認められたのである。

六世紀から七、八世紀にかけてはいわば日本古代国家の成立期である。そしてこの時期、王位継承の最大の特徴は兄弟姉妹による継承である。一部の研究者はその姉妹を含んだ兄弟による継承を、直系継承制中の「中継」と考えていた。しかし筆者はその見解には賛

成できない。以下、日本のこの時代の王位継承の実態、また中国古代の継承制における「兄終弟及」、直系継承およびそれを実行する条件、日本の女性継承などの問題について検討し、さらに日本古代社会における王位継承の特質を中心に血縁集団構造の分析もあわせて行いたい。

一 王位継承の意味

文化人類学では、王位・族長位・家長位の継承を地位の継承 (succession) と総称する。地位の継承は血縁集団成員の「血統」を継承・伝達する「出自」とは異なるものである。

出自集団の成員資格は、社会の婚姻形態により形成される「親子関係」の意で、子供が父の血縁集団に属するなら、その子は父からの先祖の血統を継承し、次の世代にその血統を伝達する。母の血縁集団に属するなら、母の先祖からの血統を継承し、次の世代に母の先祖の血統を伝達する。つまり出自とは先祖の血統を継承し、伝達する血縁集団成員資格のことである。

それに対して、地位の継承は王位、一族や部族の長の地位、家長・主婦など血縁集団ないし血縁集団から拡大した社会的集団内の地位を対象とし、一定の権利・義務の他、名称や称号・威信などが付随しており、継承者はそれらを前任者から一括継承する。地位はある種の財産と異なり分割できない。ゆえに、一つの地位の継承者

となれるのはただ一人である。これに対して同じく継承対象とする家名(姓)や家紋など、ある種の集団の成員資格が、一人の継承に限定されないことは注目に値する。また族長位・家長位の継承は、前任者との一定の親族関係を有する者に限られるのが普通であるが、王位、特に古代社会における王位もほとんど同じように一定の親族関係に基づいて継承した。それはなぜか。古代社会において統治者は、国は拡大された家であり、家は縮小された国であるという考えに基づいて建国する。国のすべての権力を持つ王は、国を家として、自らをその家(国)の長としていた。にもかかわらず、王・族長・家長らが持っている権力は畢竟、一種の公共権力である。したがって、地位の継承には公(集団における立場)と私(個人としての立場)の二つの面がある。その継承にあたっては、一定の血縁親族関係に基づいていても、往々にして選挙・任命・実力抗争ないし不当な手段による奪取などが行われる。

地位の継承は家長位・族長位にせよ、王位にせよ、すべて血縁関係に基づいている。古代社会、特に古代国家成立前後の段階では、王位の継承権をめぐって常に激しい争いが起こっていた。そして最後には往々にして血縁親族や親子の間でさえ殺し合うような事態が生じていた。

この種の争いはどの国でも起こり、けっして珍しいことではない。また争いの目的と用いる手段(暗殺など)はほぼ同じであるが、

継承の形態は、時代や地域によって、兄弟か嫡子か、傍系か直系かなど、それぞれ異なっていたのである。そしてその差異の根源はおむね古代社会における血縁集団の構造の違いに求められる。

日本古代社会の血縁集団構造の特徴を探るため、次に日本古代国家成立前後の王位継承の実態について、中国古代の王位継承と比較しつつ論じてゆきたい。

二 兄弟姉妹継承の実態と「直系」説

1 日本古代社会における兄弟姉妹継承と中国殷の「兄終弟及」

六〜八世紀の天皇系図に表れたもつとも顕著な特徴は、兄弟姉妹の継承が多いことである。継体天皇の後、天智・天武天皇までの十四代、十三人の天皇の中で、宣化・欽明・用明・崇峻・推古(女)・孝徳・斉明(女)・天武、合わせて八代の天皇は兄弟姉妹間で天皇位を継承している。また王位が天皇の一族内で不規則に継承されているのは七世紀後期の天武天皇の後、長い間存在していた。その継承の実態は図1のとおりである。

従来、王位は天皇の一族内で不規則に継承されているが、研究者はその中から極力規則性を探そうとする。まず兄弟継承については、白鳥清は応神天皇以前の王位継承は末子継承であり、応神以後、朝鮮から中国的な長子相続の觀念が伝わり、両者を綜合したものとしまして、兄弟継承になったと唱えた⁸⁾。井上光貞は兄弟継承を原則とし

がら兄弟の世代が終わった後には、大兄の子の系統に王位がかえると考えた。そして、「このことは、この時代の王位継承法がおそらくは当時一般の族長継承法とともに兄弟継承法から直系継承へという過渡期にあった事を示している」と指摘した⁹⁾。

小林茂文は『日本書紀』に基づいて応神天皇から天智・天武天皇までの天皇の系図を作り、その二十四代の天皇の出身を次のように分類した(図2を参照)。A₁系天皇は父が天皇、母が皇后である天皇、仁徳・履中・反正・允恭・安康・雄略・武烈・欽明・敏達・天智・天武の合わせて十一名、A₂系は父が天皇、母が妃である天皇、清寧・安閑・宣化・用明・崇峻・推古の合わせて六人、B₁系は父が天皇でない場合の天皇、顕宗・仁賢・継体・舒明・皇極(斉明)・孝徳の六人である¹⁰⁾。

河内祥輔は「王女(キサキ)を母とする王こそが王位継承の資格にすぐれ、ヒメを母とする王の継承資格よりまさるものとされていたのである。王位継承における直系と傍系の区別の根拠をこの婚姻形態のもたらす血統性の差異に求めたい」と考えた。また王位継承における兄弟(姉妹を含む)継承については「直系の形成に付随する補助的存在である。直系のものがすぐに王位につけないとき(年少など)、その条件の成熟を待つまでの空白を埋めるのが傍系の役割¹¹⁾」あると指摘した。

女帝については、井上光貞は、天皇がなくなった後、当然即位す

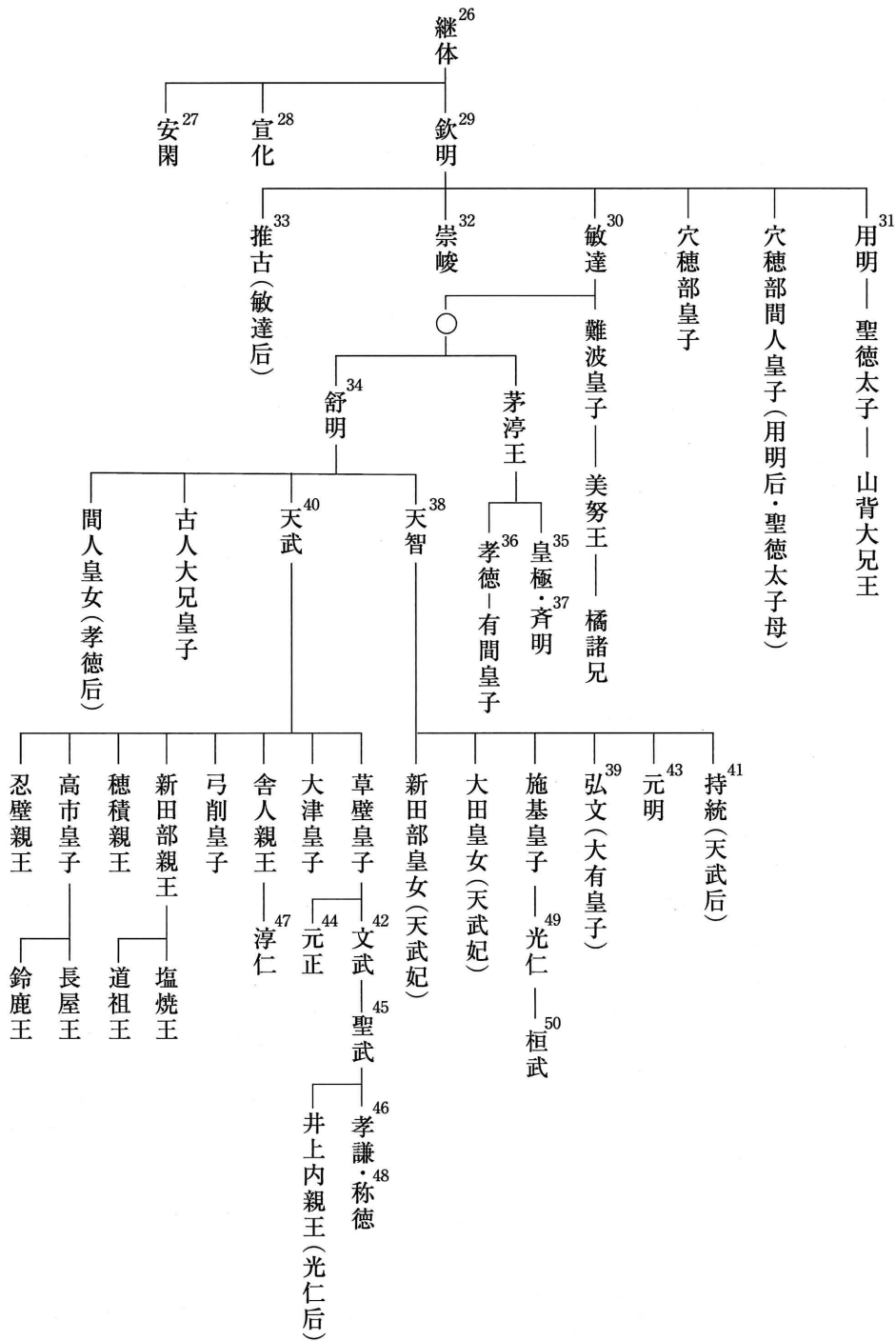
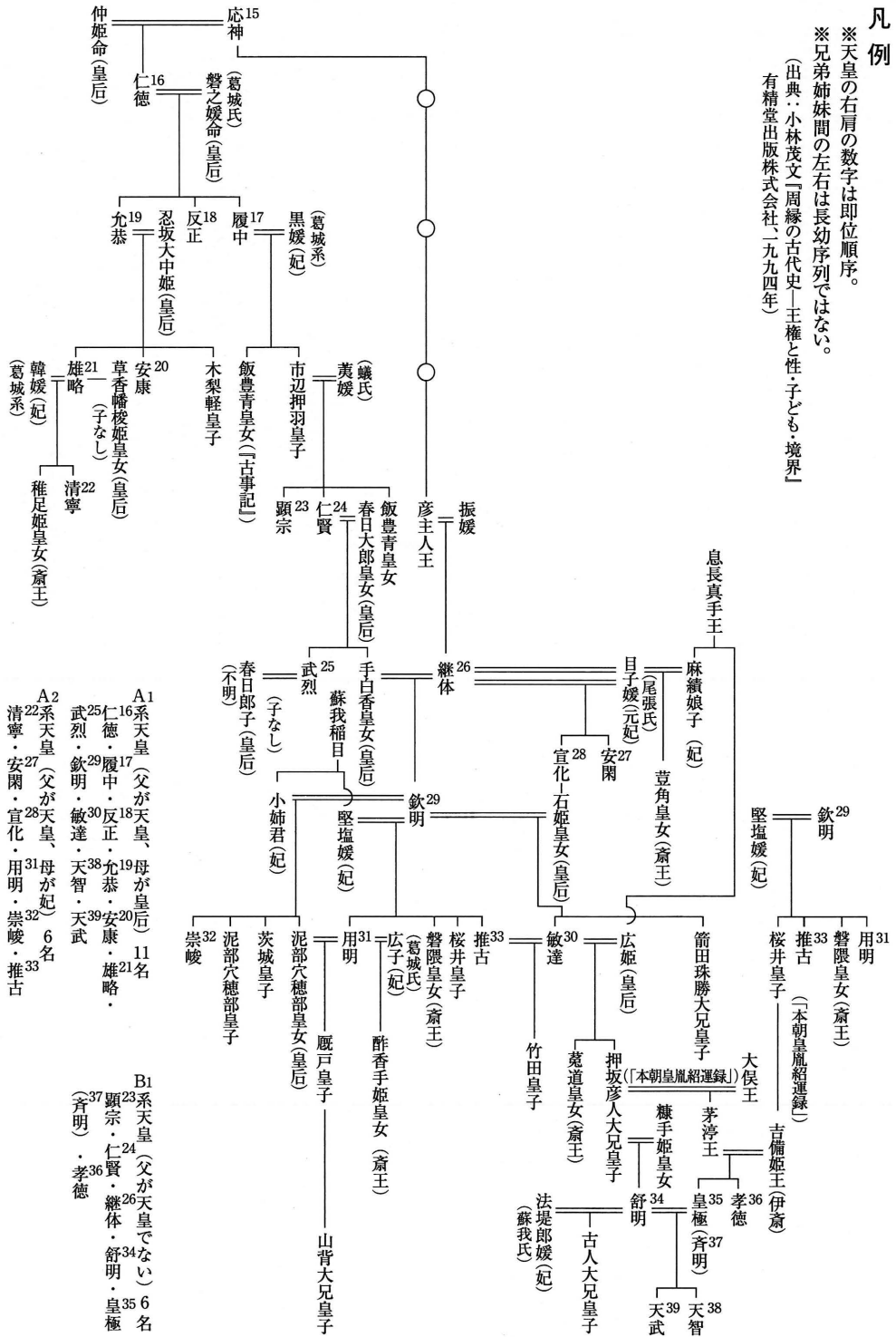


図1 繼體から桓武までの王位継承順

凡例

※天皇の右肩の数字は即位順序。
 ※兄弟姉妹間の左右は長幼序列ではない。
 (出典：小林茂文「周縁の古代史―主権と性・子とも・境界」
 有精堂出版株式会社、一九九四年)



- A1系天皇 (父が天皇、母が皇后) 11名
 16 仁徳・17 履中・18 反正・19 允恭・20 安康・21 雄略・22 清寧・23 顯宗・24 仁賢・25 蘇我稲目・26 繼體・27 敏達・28 宣化・29 欽明・30 敏達・31 用明・32 崇峻・33 推古
- A2系天皇 (父が天皇、母が妃) 6名
 22 清寧・27 宣化・28 安閑・29 欽明・30 敏達・31 用明・32 崇峻・33 推古
- B1系天皇 (父が天皇でない) 6名
 23 顯宗・24 仁賢・25 蘇我稲目・26 繼體・27 敏達・28 宣化・29 欽明・30 敏達・31 用明・32 崇峻・33 推古
- B2系天皇 (父が天皇でない) 6名
 23 顯宗・24 仁賢・25 蘇我稲目・26 繼體・27 敏達・28 宣化・29 欽明・30 敏達・31 用明・32 崇峻・33 推古

図2 『日本書紀』を中心とした天皇の系譜

べき皇子の即位がはばかられ、あるいは大兄、または皇太子の子孫が皇位継承の困難なとき、便宜上、または権宜上の処置として、八世紀以前には皇太后、八世紀以後すなわち持続に続く元明と元明以後の諸女帝は皇太后ではなく、皇族の女性としての資格で即位したが、元明以後は皇太后ではなく、皇族の女性としての資格で即位したが、元明以後は前皇后という本来の条件が消失し、女帝の観念は変質したと考えた。¹⁵⁾

ところが、瀧浪貞子は、右述した井上光貞の論説に対して、事実としてその通りであるが、しかしその認識は正確ではないと指摘し、女帝史の中で元明ではなく元明よりその前の持統天皇の即位ではじめて「不改常典」が適用されたから、その方が画期的だとすべきであると主張した。瀧浪は「初期女帝」の推古・皇極（斉明）の三代二人の女帝を中心として論じた。女帝になる第一条件としては「女帝の即位による所生皇子排除」を原則とする立太子の実現に同意した上でこそ女帝になれる。つまり即位によって所生の皇子の王位継承権を断念しなければならなかったと強調した。¹⁶⁾

また近年、古代の親族との関連において王位継承の規則性を求めるものがあつた。例えば成清弘和は、一九九九年に出版された『日本古代の王位継承と親族』では次のように主張した。「日本律令に、支配者層の親族形態（王家―天皇家をも包含すると考えてよい）が双方（系）的親族集団と規定されているならば、それは取りも直さず、

日本独自の親族形態の残存と評価できることとなる。そして、当期の王位継承を規定しているのは、天智が制定し、天武が改変した嫡（直）系継承を旨とした「不改常典」であり、そこには中継ぎとしての女帝も存在し得た」。さらに一歩進んで「中継ぎというより緊急避難的な女帝の即位も見られるが、双方（系）的親族集団に則つた、入り婿による王位の継承といった事象も確認できた」と指摘した。¹⁷⁾ なお南部昇も同じく女帝の継承を「直系皇位」継承の「中継」の役割を果たしていると考えた。¹⁸⁾

従来の研究者は「直系継承への過渡」あるいは「直系の形成に付随する補助的存在」、「緊急避難的な」「便宜上、または権宜上の処置」という言葉を使い、日本古代の王位継承についてあくまでも直系継承の規則があるとする。女性を含む兄弟継承が時々見られるけれども、それは「中継」にすぎないと主張していることがわかる。

ここで問題となるのは「直系継承」の特徴およびそれが行われる条件である。以下日本のこの時代の王位継承における兄弟継承の問題を、中国の直系継承制、とりわけ直系継承制確立初期に一時行われていた「兄終弟及」と比較して、日本古代の兄弟姉妹間における王位継承の性格について、論を進めたい。

持統天皇の時代まで、王位の継承者は成人（三十歳以上）¹⁹⁾ してはじめて王位に即くことができるという習慣があり、それが王位継承

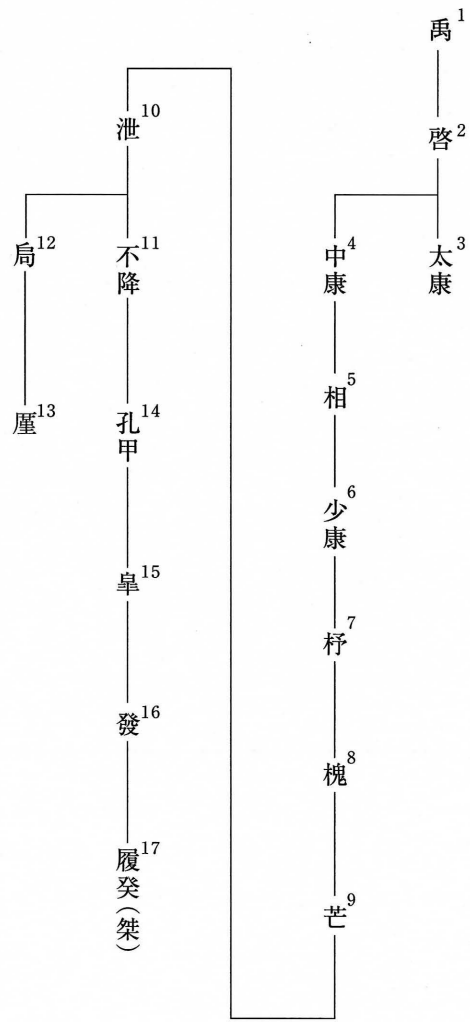


図3 『史記』夏本紀による夏代の王位継承順

助的な役割を果たしたものであると主張していた。

その兄弟姉妹継承の性格については、中国古代の、父子相承という直系継承制が確立した後の殷時代の「兄終弟及」と比較すれば、その特徴がさらに明らかになる。

中国古代の直系継承制の確立は二段階に分けられると考えられる。『史記』夏本紀の諸王世系によれば、歴代の王のうち太康と帝不降の位は、それぞれ弟の中康と帝局が継ぎ、帝局の子の帝廙の位はまた伯父

の不文律となっていた。このことは当時王位がほとんど兄弟姉妹間で継承された大きな要因である。ゆえに研究者も、継体天皇後の安閑・宣化天皇の即位は欽明がまだ成人していなかったためであり、用明の即位は敏達の子の竹田皇子が幼少であったためであるなど、兄弟姉妹間の継承を直系継承の補助的な役割として論じていた。またその後の推古から元正までの女帝もすべて直系継承の中継的・補助的存在であり、推古朝を境として、以後女帝の頻出する時期にはいると、兄弟継承は姿を消したと考えていた。つまり、研究者らは推古以後、女帝による継承は、皇女あるいは皇女であると同時に皇后である身分の者が、兄弟に代わって直系継承の中継的・補

(帝不降)の子の帝孔甲に戻った。また太康の位を弟の中康が継承したのは「太康失国」という原因があった。それ以外の十三代の王は皆それぞれ父子相承である。その継承関係は図3のとおりである。また『史記』殷本紀では、商のはじめの十四代の王もすべて父子相承である(図の4aを参照)が、王国維の甲骨卜辞についての考証によれば、まず『史記』殷本紀に記載された第九代の報丁、十代の報乙と十一代の報丙の三代の商王の順は報乙、報丙、報丁であるべきだという。そして、第七代の振は亥と同じ人物であると証明された。しかも亥と次の世代の微の間に亥の弟の恒の在位があったのである。『竹書紀年』の「殷侯子亥賓于有易而淫焉、有易之君綿臣

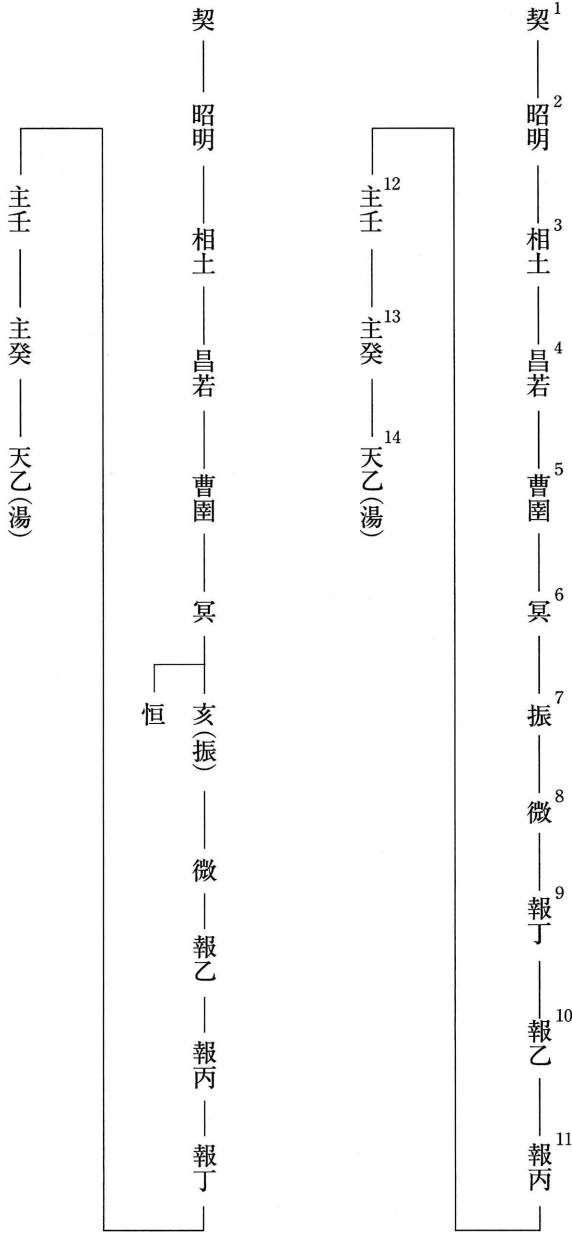


図4b 甲骨文により訂正した商のはじめの王位継承順

図4a 『史記』殷本紀による商のはじめの王位継承順

殺而放之。故殷上甲微假師于河伯以伐有易滅之、遂殺其君綿臣。中葉衰而上甲微復興、故殷人報焉」(殷侯子亥 有易に實して淫す、有易の君綿臣殺して之を放つ。ゆえに殷の上甲微、師を河伯に假りて以て有易を伐ち、之を滅ぼし、遂に其の君綿臣を殺す。中葉に衰へて上甲微復興り、故に殷人報ゆ) という記載によれば、王亥が有易(地名)で淫蕩に耽っていたので有易の綿臣に殺されたが、その時王亥の息子の上甲微がまだ幼少であったため、弟の恒が即位した。後、昏微遵_レ迹、有狄不寧(昏微迹に遵ひて、有狄寧んぜずへここにおける訓

読みは新釈漢文大系三四『楚辞』(明治書院、一九八六年)による)に より、上甲微が父親の跡を継いだので、有易は安閑とすることができなかつた。ゆえに王国維の考証により王亥の子の上甲微が王恒の後に在位したことは分かつた。すなわち王恒は王位を兄の子の上甲微に戻したのである。したがって王恒の即位は非常事態のもとで「撰代」(異なる世代の中継)として王位に即いたものとみなされる。「撰代」(異なる世代の中継)として王位に即いたものとみなされる。甲骨卜辞の考証によって右記した『史記』殷本紀に記載された商のはじめの十四代の王の二ヶ所の誤りを訂正した図は4bの通りである。

このように、中国の夏、また商のはじめの時代においてすでに父子相承は確立していたと考えられる。それは直系継承確立の第一段階である。そして第二段階は、周武王の弟の旦(周公)が嫡長男継承制を立てた時に始まると考えられる。

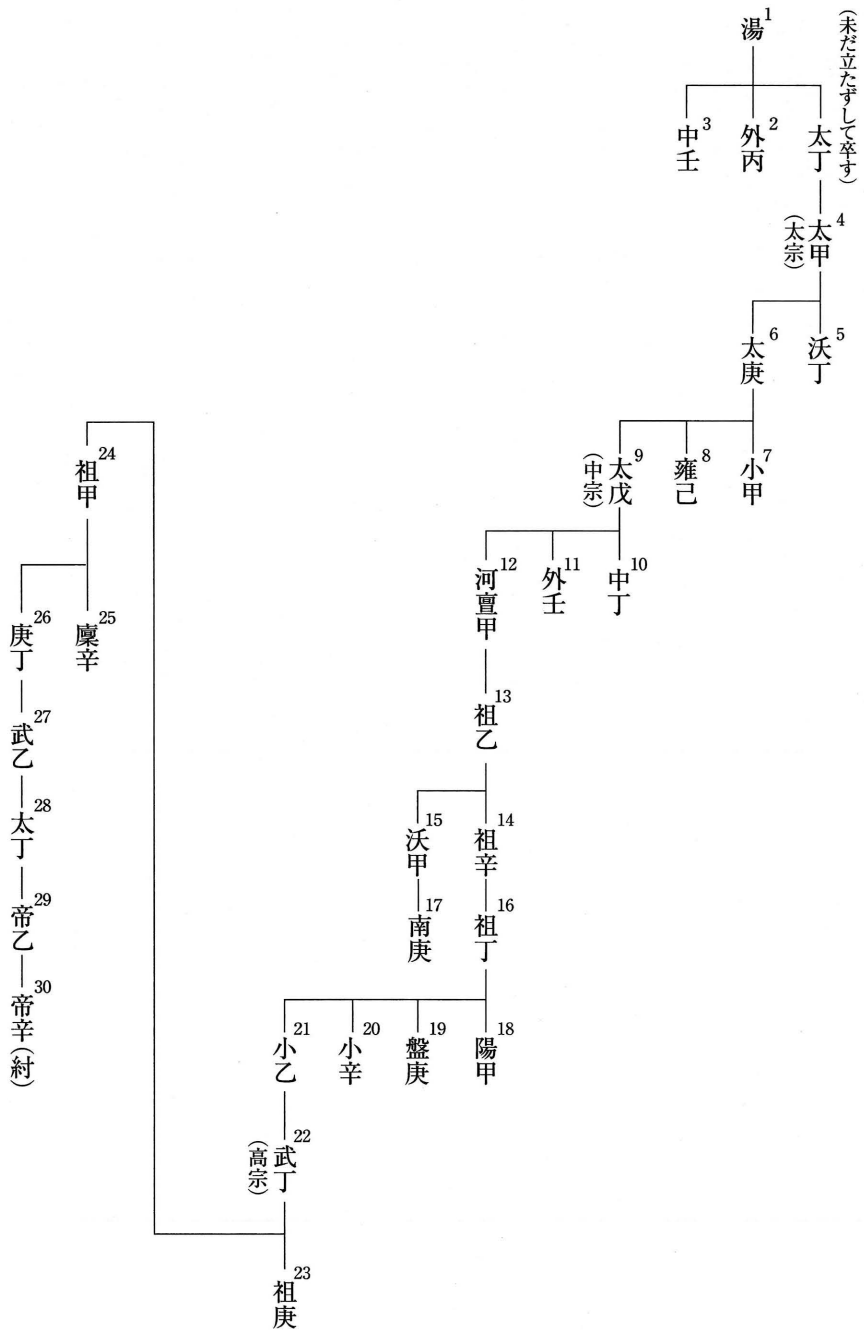


図5 a 『史記』殷本紀による湯からの商代の王位継承

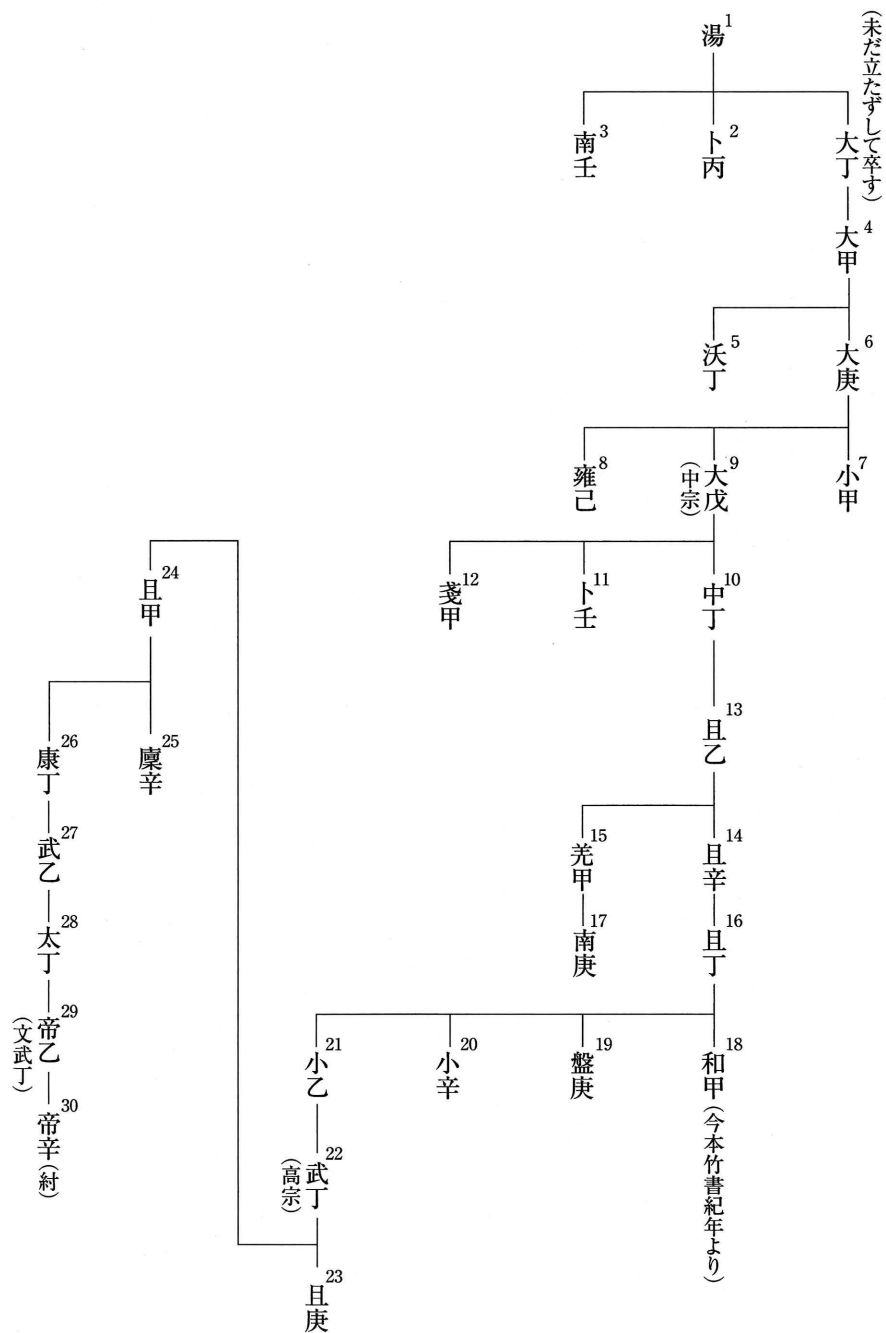


図5b 甲骨文により訂正した湯からの商代の王位継承

注：この図は主に王国維の「殷卜辞中所見先公先王考」、「殷卜辞中所見先公先王統考」、「商先王世数」によるものである。ただし18代「和甲」の名は楊樹達
の「竹書紀年所見殷王名疏証」（『積微居甲文説』上海古籍書店、1986年）によ
った。

（父子へ一般に庶子を含む）相承でも、嫡長男継承でもいずれも直系継承である。区別する場合は、嫡長男継承を嫡系継承と呼ぶ。しかし、夏・商の後、周の前、すなわち前述した商の十四代の最後の王である天乙（湯）から帝辛までの三十代の王の中、湯（湯の長子の太丁は未だ立たずして卒す）から庚丁に至る二十六代の王のうち十三代も「兄終弟及」が行われた、庚丁以後はまた父子相承に復したのである。その継承関係は図5aのとおりである。

甲骨卜辞の研究者によれば、まず王の名前の書き方が違うという。例えば同じ人物の太丁、外丙、外壬、河亶甲、祖乙、祖辛、祖丁、沃甲や陽甲などは甲骨文では大丁、卜丙、卜壬、羨甲、且乙、且辛、且丁、羌甲や和甲などと表記されていた。また、『史記』殷本紀に第八代の雍己と第九代の太戊の順も逆になっていた。ゆえにある研究者は大戊は同世代の三王の中で兄でもなく、末弟でもなくて、古来の王位継承法では、彼の子の中丁が王位を継承する権利はなかったにもかかわらず、商王になった。²³歴史では、それは「九世乱」を起こした禍根であると考えている。さらに、王国維は卜辞によって『史記』殷本紀における且乙が羨甲（河亶甲）の子ではなく、中丁の子であると訂正し、それが広く認められている。訂正後の王の名前と王位の順は図5bのようになる。以下は、甲骨卜辞によって訂正した王位継承（図5bを参照）を根拠としてこの時期の「兄終弟及」を検討する。

まず、その十三代の「兄終弟及」について、『史記』に次のような記載がある。「湯崩。太子太丁未_レ立而卒。於是、迺立_二太丁之弟外丙_一、是為_二帝外丙_一。帝外丙即_レ位、三年崩。立_二外丙之弟中壬_一、是為_二帝中壬_一。帝中壬即_レ位、四年崩。伊尹迺立_二太丁之子太甲_一。太甲成湯嫡長孫也。是為_二帝太甲_一」（湯崩す。太子太丁未だ立たずして卒す。是に於いて、迺ち太丁の弟外丙を立つ、是を帝外丙と為す。帝外丙位に即き、三年にして崩す。外丙の弟中壬を立て、是を帝中壬と為す。帝中壬位に即き、四年にして崩す。伊尹迺ち太丁の子太甲を立てつ。

太甲は成湯の嫡長孫なり。是を帝太甲と為す）。つまり湯の子の大丁（『史記』には太丁）の位は二回七年の「兄終弟及」を経て、また湯の嫡孫の大甲（『史記』には太甲）に戻った。その後、十二代の羨甲も位を兄（中丁）の子の且乙に戻し（図5bを参照）、十五代の羌甲も位を兄（且辛）の子の且丁（十六代）に戻した。且丁がなくなつた後、前任者の叔父羌甲の子、すなわち従弟の南庚（十七代）が即位したが、南庚の後に、位はまた且丁の子、つまり且乙の嫡系の二世代おいた孫の和甲（十八代）に戻した。兄の子が幼少であるのは弟の即位の重要な原因である。しかし弟は王位を兄の子ではなく、自らの子に譲位して、それは「自_二中丁_一以来、廢_レ嫡而更立_二諸弟子_一、弟子或争相代立、比_二九世_一乱」（中丁より以来、嫡を廢して更々諸々の弟と子とを立つ。弟と子とあるいは争ひ、相代り立つ。九世に比るまで乱る）という事態を招いた。

また、この時代の王位継承における十三世代の「兄終弟及」については、甲骨卜辞学専門家の胡厚宣は、卜辞における先祖の祭祀と婚姻制との関連から論証した。彼は、殷商の後半において祀られていた位牌に王の数人の妻の中で一人だけ正妻になっていたことから、宗法制度、つまり父系出自と関わる族外婚制および長子継承制はすでに確立していた、しかも正妻の子は王位を継承できるが、それ以外の妻の子は、継承できなかったと指摘した。さらに、彼は殷の後半に立太子制も成立し、王位継承はすでに「兄終弟及」ではなく、父子継承が継承制の主流になったと考えた。また張光直は甲骨卜辞を利用して王位継承中のさまざまな可能性を検討した上で胡厚宣の右記の論考はもっとも有力な論説であると主張した。⁽²⁸⁾

このように、父子相承という直系継承法は夏の時代からすでに確立し、殷の後半には嫡系継承制も萌え出たと見なされるが、その中の「兄終弟及」は弟子が王位を争ったために、一時父子相承が混乱した。中国の歴史において、これを「乱嗣」と称する。

父子継承制を立てた後の一時の「兄終弟及」は周代に嫡長男継承制が確立された後もしばしば見える。嫡長男継承制を確立した周公は同母兄の武王がなくなるとき「成王（武王の子―筆者）少、周初定天下」。周公恐「諸侯畔」、周公乃撰「行政」当「国」（成王少く、周初めて天下を定む。周公、諸侯の畔くを恐れ、周公乃ち政を撰行して国に当る）。「周公行政七年、成王長。周公反政成王」、北面就「群

臣之位」（周公、政を行ふこと七年、成王長ず。周公、政を成王に反し、北面して群臣の位に就く）。つまり周公が王位を兄の子に戻したのは、武王の直系の子孫に引き続き王位を継承させるためである。このような継承は春秋時代にも頻りに見える。例えば「春秋左氏伝」隱公三年の記事によると、紀元前七二八年宋の宣公は自分の子ではなく弟の穆公に位を譲った。紀元前七二〇年穆公は病氣にかかった際、大司馬の孔父を呼び寄せて自分の死後は兄宣公の子（名は與夷）を即位させるように依属したが、孔父が、「群臣願「奉馮也」（群臣、馮を奉ぜんことを願ふ）と答えた時、穆公は「不可。先君以「寡人」為「賢、使「主」社稷」。若棄「徳不」讓、是廢「先君之」挙也」（不可なり。先君寡人を以て賢と為し、社稷に主たらしむ。若し徳を棄てて譲らざれば、是れ先君の挙を廢するなり）といった。そして八月穆公がなくなり、兄の子の與夷が即位した。これについて君子は「宋宣公可謂「知」人矣。立「穆公」、其子饗「之、命以「義夫」（宋の宣公は人を知れりと謂ふ可し。穆公を立てて、其の子之を饗けしは、命ずるに義を以てするかな）といい、また引き続き「商頌（頌は、宗廟の祭りに用いる楽歌で、祖先の徳をたたえたもの―筆者）曰、股受「命咸宜、百禄是荷」（商頌に曰く、殷の命を受くるはあるいは咸宜しく、百禄を是れ荷ふへ本論文における『春秋左氏伝』の引用の訓読みはすべて「新釈漢文大系」（明治書院、一九八七年）による」と記した。つまり宋の穆公は自らの子の馮ではなく、兄の子の與夷に位を戻した。した

がって、弟に対する讓位は直系繼承制の補助であると考えられる。

『春秋左氏伝』にはまた類似の記事がある。まず、隱公一年の記事によれば、魯の恵公の正夫人は、宋から迎えた孟子であった。その孟子がなくなつたので孟子の腰元であつた声子を後妻としたが、その間に隱公が生まれた。また宋の武公に仲子という娘が生まれたが、この仲子が生まれながらに、その掌のすじが魯の字の形をしているが、これは大変めでたいしるしであつたので、武公は「この子はきっと魯の夫人になるであろう」といった。そこで仲子は魯の恵公の夫人になって恵公の寵愛を受けた。後、仲子から桓公（名は允）が生まれた。恵公が桓公を自分の後に立てようと考えていたが、桓公のまだ幼いうちに、恵公がなくなつた。こうしたことから、隱公は桓公の兄として一時、君の位に即いて、桓公を守り立てることにした⁽³⁾。十年後（隱公十一年）、隱公の公子羽父は、大宰の地位に就こうという野心から、太子の地位にあつた桓公を殺害すべきであることを隱公に申し出た。しかし隱公は「為^レ其少^ニ故也。吾將^レ授^ク之矣。使^レ營^ニ菟裘^ニ、吾將^レ老焉^ニ」（其の少きが為の故なり。吾將に之に授けんとす。菟裘に營ましめ、吾將に老いとす）といい、つまり隱公は「私が位についているのは、桓公が年若いためであるが、そろそろ桓公に位を譲りたいと考えている。されば菟裘に邸宅を建てて、そこに退隱しようと思つている」といつて、羽父の申し出を拒絶した⁽⁴⁾。右記の隱公の話に対して『春秋左伝旧註疏証』では「吾為允少故攝

代、今允長矣、吾方營菟裘之地而老焉、以授子允政」（吾、允の少きが為の故に攝代す、今允長ず、吾方に菟裘の地に營みて老いとす、以て子允に政を授く）と解釈して⁽⁵⁾、この話から允は恵公の正夫人の子であつたから、隱公は允と母親の違う兄であつたが、弟の允が幼少なので、攝代として王位に即いたものの、允が成年になつたため、王位をまた允に戻したと分かる。

勿論長い歴史の中には即位した弟が、自らの子を次に位につかせる場合もしばしば見える。それを「私其子」という。一般的には「私其子」というのは「利己的な行為」と看做され、非難される。そのため繼承制の主流とはならなかつたのである。

右記の二例中の兄の隱公や弟の穆公はいずれも前王の直系繼承人の成年までに攝代として王位に即いたことから分かるように、「兄終弟及」あるいは「攝代」という中国古代の王位繼承のもっとも重要な特徴は、兄の子が成人し、あるいは戦争が終わり、政治が安定した後、弟がその王位を兄の子に戻すことである。そのようにしてこそ、父子相承という直系繼承を守ることができる。直系繼承の補助たる「中繼」（攝代）では弟の即位と讓位は、セットにして実行されるべきものであつた。

これに対して日本古代には前述のように、繼承者は成人（三十歳以上）しなければ王位に即けない不文律があつた。同時に「中繼」した兄弟姉妹は、高齢でも死ぬまで讓位しない慣習もあつた。これ

はもう一つの不文律となっている。例えば宣化天皇は七十三歳の高齢でなくなるまで譲位しなかった。推古天皇は三十九歳の時、崇峻天皇が大臣の蘇我馬子に暗殺された後に即位し、七十五歳でなくなるまで三十六年間在位した。長い在位期間においては、王位継承候補者の聖徳太子さえ、彼女の在位の二十九年目になくなった。推古天皇の在位した三十六年の間に、輔政した聖徳太子はとくに成人したが、推古はついに譲位しなかった。『日本書紀』「皇極天皇四年」、皇極天皇は「讓_二位於_一輕皇子」。立_二中大兄_一、爲_二皇太子_一（位を輕皇子に譲りたまふ。中大兄を立てて、皇太子とす）と記されており、「孝徳天皇即位前紀」でも「天豐財重日足姫天皇、授_二靈綬_一禪_二位_一」（天豐財重日足姫天皇、靈綬を授けたまひて、位を禪りたまふ）と記載されている。これまでは天皇の崩御によって新帝が即位することとなっていたが、右の記述は天皇譲位の最初の例である。しかし、皇極はこの時期の伝統にしたがって、そのまま死ぬまで王位にあればよいのであって、突然「讓位」を表明することの方が不自然であると考える研究者もいる。しかも讓位しても次の継承者は自分の子ではなく、前天皇の子でもなく、皇極天皇の弟の輕皇子に王位を讓った。したがって皇極天皇の即位と讓位は「中継」の意義が全くないと考えられる。

このように、古代日本では、皇太子は成人しなければ王位に即けず、これに代わって即位した兄弟姉妹がそのまま死ぬまで王位に留

まっていた（讓位はない）。これは中国の直系継承制のもとでの一時的な兄弟継承とは明らかに性格を異にしている。日本のそれは直系継承における「中継」の意義を持っていないと言える。

2 王位候補者と継承者の資格について

周知の如く日本古代社会における王位の継承者は有力豪族の合議によって生まれる慣習があった。合議における候補者は前天皇の儲嗣とは限らない。例えば崇峻天皇が蘇我馬子に暗殺された後「嗣位既空。群臣請_二淳中倉太珠敷天皇之皇后額田部皇女_一、以將_二令踐祚_一。皇后辭讓之。百寮上_レ表勸進」（嗣位既に空し。群臣、淳中倉太珠敷天皇の皇后額田部皇女に請して、令踐祚らむとす。皇后辭讓びたまふ。百寮、表を上りて勸進する）という状況のもとで、推古は四代前の欽明天皇の娘、三代前の敏達天皇の異母妹また妻（皇后）、二代前の用明天皇の同母妹および先代の崇峻天皇の姉として登極した。彼女は即位後もなく、敏達天皇と彼女の間の子ではなく、同母兄の用明天皇の子の厩戸皇子を太子に立てた。

敏達は欽明天皇の嫡子であり、皇太子として即位した。研究者によれば敏達以後の用明、崇峻、推古はすべて敏達の子が成長するまで、中継として位に即いたという⁽³⁶⁾。しかし、前述の通り、推古天皇は即位した後、敏達の子ではなく用明の子を太子に立てた。そもそも敏達には六人の息子がいた。『日本書紀』によれば広姫皇后との

間の太子の押坂彦人皇子は、用明天皇の後の位をめぐる物部氏と蘇我氏の闘争に巻き込まれたというが、その運命は記録に残っていない。推古との間にできた竹田皇子も推古の即位後まもなくなくなった。竹田皇子の同母弟の尾張皇子は『日本書紀』には敏達と推古の間の第五子として記されているが、それ以外は何も分からないから、やはり夭折したと推断し得る。この推断が正しかったとしても、敏達にはさらに老女子との間に難波皇子・春日皇子・大派皇子の三人の息子がいたのである。『日本書紀』の崇峻天皇の即位前記には、難波皇子と春日皇子は、泊瀬部皇子・竹田皇子・厩戸皇子などと一緒に、蘇我馬子が物部守屋大連を滅ぼす連合軍に参加していたことが記されている。これによれば、少なくともその時難波皇子と春日皇子は死んではおらず、また幼少でもない。推古が即位した直後に難波皇子・春日皇子・大派皇子の三人ともすべてなくなったとは考えにくい。この三人の皇子は嫡子ではなく、王位継承の優先資格は嫡子には及ばない。しかし、直系継承のもとでは庶子には継承の資格がある。これに対して兄弟または兄弟の子にはその資格がない。しかし、推古は即位の直後、自らの同母兄弟の子を太子に立てた。ゆえに、推古には王位を敏達直系に引き続き伝える意図はなかったと考えられる。

聖徳太子は推古より早くなくなったので、嗣位が空いたまま推古がなくなった。君臣は次の継承者について、意見を統一することが

できなかつた。蘇我氏は押坂彦人の子の田村皇子を位に即かせようとしたが、許勢臣大麻呂などは聖徳太子の子の山背大兄を推戴した。田村皇子は敏達の孫であり、父の押坂彦人には天皇の経験がなかつた。山背大兄は用明天皇の孫であり、父の厩戸皇子は皇太子のままなくなつたから、田村皇子の父と同様に天皇にはならなかつた。前述の研究者の説によれば、用明の即位は中継だという。もしそうなら、用明の子の厩戸皇子が太子になることはそもそも直系継承の原則に反することであつた。したがって、この争いでは敏達天皇の孫である田村皇子が直系として即位するのが当たり前ではないか。

しかし、群臣は継承者について「合意」を達成することができなかつた。『日本書紀』には次の記載がある。

山背大兄、居_ニ於斑鳩宮、漏_ニ聆是議_一。即遣_ニ三國王・櫻井臣和慈古二人_一、密謂_ニ大臣_一曰、傳聞之、叔父以_ニ田村皇子_一、欲_レ為_ニ天皇_一。我聞_ニ此言_一、立思矣居思矣、未_レ得_ニ其理_一。願分_ニ明欲_レ知_ニ叔父之意_一（山背大兄、斑鳩宮に居しまして、是の議を漏れ聆きつ。即ち三國王・櫻井臣和慈古、二人を遣して、密に大臣に謂りて曰はく、「傳に聞く、叔父、田村皇子を以て、天皇とせむとす。我此の言を聞きて、立ちて思ひ、居て思へども、未だ其の理を得ず。願はくは、分明に叔父の意を知らむと欲ふ」とのたまふ）。

右記の記事によると、この時代、直系継承という概念は存在せず、直系継承は制度として成立していなかったと考えられる。

また皇極天皇四年、皇極が太子中大兄に譲位したいという意志を表明したため、中大兄は即位について新興豪族の中臣鎌足と相談した。この時中臣鎌足は次のように言った。

古人大兄、殿下之兄也。輕皇子、殿下之舅也。方今、古人大兄在。而殿下陟天皇位、便違三人弟恭遜之心。且立舅以答民望、不亦可乎（古人大兄は、殿下の兄なり。輕皇子は、殿下の舅なり。方に今、古人大兄在します。而るを殿下陟天皇位さば、人の弟恭み遜ふ心に違はむ。且く、舅を立てて、民の望に答はば、亦可からずや）。

これは『日本書紀』の「孝徳天皇即位前紀」に見られる記事である。この前紀に「天豐財重日足姫天皇、思欲傳三位於中大兄」（天豐財重日足姫天皇、位を中大兄に傳へたまはむと思欲し）と記している。つまり、皇極天皇は中大兄に譲位するつもりだったが、当時、成人すなわち三十歳以上でなければ即位できない習慣があったため、皇極天皇が譲位する際、中大兄は僅か十九歳だったので、中臣鎌足が「人の弟恭み遜ふ心」という理由で中大兄に「舅を立てて、民の望

に答」うとなだめた。

『日本書紀』には、しばしば神話や異伝が併記され、編纂時の創作、改作、捨象もあったが、この記事は『日本書紀』が完成する数十年前のものであり、信頼できる史実と言ってもよいだろう。右記の中臣鎌足の言葉から見ると、即位の際に、「恭遜之心」「以答民望」が太子による即位より重要だという考えは、当時日本人の普遍的な価値観であったと思われる。

孝徳天皇は即位後九年あまりでなくなった。前述のとおり、その時皇太子中大兄がすでに成人していたけれども、二十七歳では即位はできないので、母親の皇極先帝が再び位に即いて、斉明天皇になった。このことから、定められた継承者が必ずしも即位するわけではないことが分かる。即位の際にまず考慮されるのは、定められた継承者や、直系者などの要素よりも、年齢と係った「恭遜之心」と「民望」であった。

勿論輕皇子は中大兄の舅（母方の兄弟）であると同時に敏達天皇の曾孫でもあった。この点においては中大兄と同様の資格を持っている。しかし、中大兄の父と母はいずれも天皇で、自らも嫡子であり、太子であった。継承者としては中大兄が輕皇子および異母兄の古人皇子よりずっと有力であった。しかし、先の中臣鎌足の言葉から見ると、輕皇子は敏達の曾孫だからだけではなく、一方では、中大兄の舅でもあった。また古人皇子の場合は中大兄の兄であった。

すなわち二人はいずれも中大兄より年長の皇族メンバーであり、「民望」を持っていたために、即位の際に嫡子である皇太子中大兄よりもっと有力であった。このことから、七世紀後半まで、直系継承の意識も、皇太子継承の制度も確立・存在していなかったことが見て取れるのである。

3 直系継承と立太子について

太子を立てるとは王が在位期間中に継承者を定めることである。本文のはじめに述べたように、王位の継承は族長・家長の継承と同じように親族関係に基づいて行われる。単位家族^⑧が血縁家族集団に属し、生産・消費などの家族の機能が独立していない社会では、集団内の権力・財産などの分配・継承・相続は単位家族には影響しない。こうした血縁家族集団においては、地位の継承者はしばしば集団内のメンバーから選挙・任命あるいは合議によって選ばれる。しかし、時代が下ると、父子を核心とする単位家族は血縁家族集団から分裂し、一個の独立した生産・消費の単位になった。その場合、権力・地位、とりわけ王位の継承は、王を中心とする単位家族の利益に直接関わるので、選挙や任命や合議によらず王の意志により定められるようになった。継承者は血縁家族集団内の全員の中から選ばれるのではなく、王が自らの単位家族の利益を守るために王自身と血縁のもっとも近い人、すなわち王の子を継承者としていた。王

位をめぐる諸子の争いを避けるため、王は在位期間中に継承者を定め、情勢によっては自らが生きているうちに位を太子に譲渡し、上皇として太子の執政を補助する。そうして、統治権を永久に自らの直系子孫に渡し続ける。これが太子を立てる理由と目的であった。

日本古代における立太子について村井康彦の指摘したように、持統朝まで立太子の意義は皇位継承者としての資格がかならずしも保証されていたわけではなく、むしろ皇太子は天皇の補佐役として、ある場合天皇に代わって国政に参与する立場であった。村井は、天武天皇在位中、八年間皇太子の地位にありながら即位できなかった草壁皇子の反省から持統は孫の珂瑠皇子の立太子の半年後に孫の珂瑠皇太子に譲位したが、その後、皇太子が空位の期間も多かった。これが皇太子制における第一の画期で、第四十九代の光仁天皇以後、皇太子の空位の状態がほとんどなくなるから、それは皇太子制度における第二画期であり、確立期であったと考えた^⑩。

ここで日本古代の立太子と中国の立太子制度と比べるとその特徴はさらに明らかになると思う。

中国では父系相承という直系継承制の確立に伴って、立太子の制度も次第に確立した。甲骨学研究者の胡厚宣によれば、立太子の制度が殷の後半に立てられたという^⑪。周公旦から嫡長男継承制が確立して以後は、嫡長男のみが太子になると定められた。「太子死、有^⑫母弟^⑬則立^⑭之、無則立^⑮長、年鈞^⑯揆^⑰賢、義鈞^⑱則卜^⑲」（太子死せば、

母弟有らば、則ち之を立て、無くんば則ち長を立て、年鈞としゆんしくば賢を択えらび、義鈞ぎゆんしくば則ちトとする」というのは、古来からの継承法である。⁽⁴⁾

この継承制のもとでは、嫡長男は幼少でも、重い障害があっても太子にならなければならない。つまり「王有あり適嗣しつじ、不可い乱也らんや」

(王に適嗣有り、乱る可からざるなり) というのは王位継承の原則である。したがって西晋(二六五〜四三九)の恵帝は知的障害者であ

ったが、太子になった。父の武帝は何度もその太子を廃し、ほかの子を太子に立てようとしたが、皇后と諸大臣が「立嫡以長不以賢」

(立嫡は長を以てし、賢を以てせず)⁽⁴⁾ という周以降の金言を盾に、武

帝を思い止まらせた。⁽⁴⁾ また、たとえ嫡長男の人柄が悪くても、太子に立て、王位を継承させなければならない。それを阻止する方法は

太子を廃すること、あるいはその太子を殺すことであった。例えば、

唐(六一八〜九〇七)の高祖の嫡長男の李建成は「好酒色」「親賭徒悪覇」、まったくの放蕩息子であるが、やはり皇太子に立てられた。

唐の政権を守るために、高祖の次男の李世民は太子である兄を殺した(「玄武門之変」六二六年)後、自らが太子になった。二ヶ月後父

の李淵(唐高祖へ五六六〜六三五)が讓位し、彼は王位について太宗となり、賢帝として善政を行った。⁽⁴⁾

中国古代においては立太子制度の確立に伴い、王および皇帝の讓位も頻繁に行われた。このような讓位を「内禪」という。例えば、

北魏(三八六〜五三四)の孝文帝(四六七〜四九九)は二歳にして太

子になり、五歳にもならないうちに即位した。父の顯祖献文帝拓跋弘が在位五年僅か十七歳で息子に讓位したからである。⁽⁴⁾ 前述の春秋時代の宋穆公および唐の高祖の讓位もこの「内禪」にあたる。この事例から分かるように、立太子と讓位、特に弟が即位した後の王位を兄の子に返すための讓位は、直系継承制を守るための重要なメカニズムであった。

『日本書紀』では神武紀以来皇太子という称号がしばしば見られ、立太子についても書かれているが、これは、編纂当時中国の皇太子という称号のみが導入されたと考えられる。日本には皇太子に当たるヒツギノミコという称号があり、それは霊を継ぐ者という意味である。天皇の長子やその兄弟、さらに遠い皇族もヒツギノミコとなった。さらに古くは一人だけではなかったという説もあり、一人を選んだという説もある。また選定方法に一定のきまりがあったかどうか、天皇存命中に必ず立てたかどうかについてはまだよく分からない。『日本書紀』によると、敏達は欽明天皇の第二子で、欽明二十九年に太子に立てられた。推古元年には、推古の同母兄の用明天皇の子厩戸皇子が太子に立てられた。孝徳天皇も在位期間中に、自己の子の有間皇子ではなく、姉であり前天皇である皇極の子の中大兄を太子とした。また女性が太子になった例もある。聖武天皇と光明皇后の娘の阿倍内親王は聖武天皇の在位期間中に太子に立てられ、後に聖武の讓位により王位に即いて、孝謙天皇となった。

そもそも太子を立てる目的は王位を王自身の単位家族で守るためであると先に述べた。しかし、推古・孝徳天皇は自身の子ではなく兄弟姉妹の子を太子に立て、聖武天皇は未婚の娘を太子に立てた。これらのことから見ると、太子を立てる目的は自らの単位家族で王位を守ることはなかったと言える。この時代、天皇個人を中心とする単位家族はまだ独立しておらず、政治権力や王位は天皇の一族を単位とするものであった。ゆえに天皇の一族は天皇（元・前天皇を含む）の子だけでなく、女性も含め皆継承の資格を持っている。勿論天皇との血縁関係は近いほど有力である。このような血縁集団構造のもとでは、直系継承の必要はなく、太子を立てる意図も直系継承を守るためではなかった。前述したようにこの時期の太子は天皇の補佐役として、国政に参与するしかなかった。したがって、太子は天皇の兄弟姉妹の子供でも、女子でもよく、また将来即位しなくてもよいのである。その意味で日本ではこの時代立太子はまだ制度化されていなかったと言える。

4 持続〜元明天皇以後の立太子と讓位について

持続〜元明天皇の時代にかけては、王位継承の方法に幾らかの変化が見られる。

まず持統天皇は在位中の十一年（六九七）春に十五歳の孫の軽皇子（珂瑠）を太子に立てた。また同年の八月、軽皇子は「禪を受け

て位に即き」て、文武天皇になる。こうして文武天皇は歴史上初の未成年天皇となった。持続は太上皇として、大宝二年（七〇二）十二月に亡くなるまで、五年間文武天皇と協力して天下を治めた。これで従来の「成人しなければ即位できない」という不文律と終身在位の原則が崩れ、王位継承の方法は大きく変質する。

なお文武天皇は二十五歳の若さで死んだのだが、その時文武天皇と藤原不比等の娘宮子との間の首皇子は僅か七歳であった。そこで天智の娘、持続の妹、草壁皇子の妃、文武の母である元明天皇が登極した。元明天皇は即位詔に父の天智天皇が定めた「不改常典」

（近江大津宮御宇大倭根子天皇^乃、与天地共長与日月共遠不改常典^{止立賜比敷賜鬪法}〈近江大津宮に御宇^{あめつちしめ}し大倭根子天皇の、天地と共に長く日月と共に遠く改るまじき常の典と立て賜ひ敷き賜へる法〉〈本論文における『続日本紀』の引用の訓読みはすべて「新日本古典文学大系」〔岩波書店、一九八九年〕による。①を引用した。「不改常典」については様々な議論があるが、①元明が即位したこと、②元明在位期間の和銅七年（七一四）六月、孫の首皇子（十四歳）を太子に立てたこと、③その後太子が「年齒幼く稚く未だ深宮を離れず」という理由で、王位を自分と草壁の間の娘、文武天皇の姉である元正へ讓位したこと、④元正は後に王位を首皇子（聖武）に讓ったことなどから見れば、「不改常典」が案出されたのは天武系の軽皇子（文武）——首皇子（聖武）の直系（若しくは嫡系）相承を円滑に実現させるため

であったと考えられる。また聖武天皇による立太子にはその意図がもっとも著しく表れている。

聖武天皇は、藤原光明子との間に生まれた基王を生後三十三日目に太子に立てたが、この子は翌年、神龜五年（七二八）九月に夭折した。同じ年（七二八）聖武には県犬養広刀自を母とする安積親王が誕生した。しかし、基王夭折後の約十年間は皇太子の位を空けたままで、天平十年（七三八）に至ってようやく藤原光明子を母とする未婚の阿倍内親王を太子に立てた。その時安積親王はすでに十一歳でまだ健在し、天平十六年（七四四）十七歳で病を得て急死したが、最後まで太子にはなれなかった。ここに嫡系継承（ここでは直系継承ではない）の意図の顕在化の一端が見られるのではないか。

持統天皇から元明天皇までの時代における王位継承法の変化の要因を求める場合、以下の二点に注意しなければならない。第一に持統天皇以後、特に聖武天皇の時、王位を在位天皇の自家、特に天皇・皇后を中心とする単位家族内で守ろうとする立太子および譲位の目的が明確になったことである。聖武天皇の二人の男子のうち、基王のみ太子に立ち、安積親王が立てられなかったのはその例である。原因は基王は皇后（藤原光明子）の子であり、安積親王はそうではなかったからである。第二に持統時代に受けた中国文化の影響である。八世紀初頭、文武天皇時代は日本の律令制度の完成期と看做されるが、その基盤は七世紀末の持統時代にすでにほぼ整っている。

たといえる。それは中国の中央集権制度を手本としたものであった。

『続日本紀』によれば、八世紀半ば大宰府には中国の五経（『易経』『書経』『詩経』『礼記』『春秋』）はあるが、三史（『史記』『漢書』『後漢書』）の正本がなく、学問を志す徒にとって不便だったため、歴代の諸史各一本を賜わりたいと朝廷に請い、朝廷はそれに応じて、『史記』『漢書』『後漢書』に加え、『三国志』『晋書』各一部を大宰府に賜わった²⁶という。これにより、当時日本の朝廷には、中国のその時代までの正史の写本が蔵されていたことが分かる。したがって中国古代の王位継承法、すなわち父子直系相承、嫡長男継承制も恐らくこれらの史書を通して、当時の日本の王位継承に大きな影響を及ぼしたと考えられる。

しかし、いずれの国においても継承法はその血縁集団構造の特質に根を下ろしたものであり、中国の法令制度が日本に伝わっても、日本固有の血縁集団の構造自体は変わることはない。したがって、持統以後の王位継承においても、直系あるいは嫡系継承は、制度として確立されるまでには至らなかった。天皇若しくは前天皇の男女の子孫らはいずれも継承の資格を持っている。聖武天皇の娘阿倍内親王は天平十年（七三八）太子になり、天平勝宝元年（七四九）聖武天皇の譲位後、即位し、孝謙天皇となった。阿倍内親王の即位について、南部昇は孝謙女帝は「自らが直系相統を担った」と考えている。かくして女性も「直系」の成員資格を持っていたといえよう。

孝謙天皇は未婚の女性で、太子になって六年目に異母兄弟である安積親王が急死した。これで聖武の男系は断絶し、かわって天武系の他の孫が太子の位に就くこととなった。天武の孫で新田部親王の子である道子王の立太子・廃太子、同じく天武の孫で舎人親王の子である大炊王の立太子・即位（淳仁天皇・廃帝を経て、王位は再び称徳（孝謙重祚）に戻った。称徳天皇は宝亀元年（七七〇）皇太子の位を空けたまま五十三歳で没した。王位の継承者は再び大臣らの合議によって決められることになった。合議の結果、天智の孫で施基皇子の子である白壁王が王位に即き、光仁天皇（皇后は聖武の娘の井上内親王（母は県犬養広刀自））となり、王位はまた天智系に移った。称徳天皇以後、女帝は日本の古代史から姿を消す（古代以後、一六三〇年の明正天皇と一七六三年の後桜町天皇は女帝である）が、兄弟継承は禁じられることなく、長く存在し続けた。

持統から聖武の時代にかけて、中国の父子相承の直系継承制および嫡長男継承制は、中国の古代文化や法の一部として日本の統治階層に受け入れられた。しかしそれは萌芽状態のみに終わり、兄弟つまり非直系の傍系による一時的ではない継承は、依然として存在していた。中国の直系継承制は日本には根づかなかつたのである。それは日本古代の血縁集団の構造に由来していると考えられる。

三 女帝の継承

1 女帝登極の正統性について

六世紀終わりから八世紀半ばまでに六人八代の女帝が登極した。初期の女帝に対して、女帝になる第一条件としては「女帝の即位による所生皇子排除」という立太子の原則を受け入れる女性のみが女帝になれるとする研究者がある³⁴⁾。また、女帝は傍系の男王に代わるもので、傍系の男王は元々中継として即位したが、往々にして王位継承問題を紛糾させがちであるという反省から、女性を王位に即けるという便宜的な方法を採用したというのが一般的な見解である³⁵⁾。

しかし、実際には先に述べた通り、女帝（持統まで）の即位には傍系の男王と同様直系継承の「中継」の意味はなかったと思われる。女帝がなくなった時にも、男王の時と同じように王位をめぐる争いが起こる。推古没後の山背大兄と田村皇子の争いもそれである。したがって女帝の即位は王位継承問題の複雑化を防ぐ役割は果たしてはいない。

以下、女帝の登極について検討するために、まず女性即位の正統性の問題を取り上げたい。

最初の女帝は推古天皇である。彼女の治世期間、執政者は聖徳太子で実権は蘇我馬子にあった。推古は最高司祭者で、一種のシンボルとして推戴されたにすぎないと考える研究者もいる³⁶⁾。「最高司祭

者」としての役割は別にして、推古はその長い在位期間中、小野妹子の問題を解決し、母方の馬子が天皇の直轄領である葛城県を蘇我氏に与えるよう要求した問題などで常に皇族の立場に立ち、馬子らの要求を拒否した。彼女が当時の政治の安定のために貢献したことは事実である。

持統天皇は国家としての制度の整備・完成、特に律令制度の完成に力を尽くし、大きく貢献した。推古と持統はいずれも優れた政治的能力を持った女帝であるといえる。

また推古の在位は、五九二年の即位から六二八年に没するまで、三十六年間にわたるが、長い在位期間中、女性継承であるための非難や王位をめぐる争いは記録されていない。六人八代の女帝の在位期間は合わせて八十六年、このほぼ一世紀に近い間、女帝継承に反対する争いは起こらなかったのである。これらの女帝の立場は、中国古代の皇太后の「臨朝称制」の立場とはまったく異なっている。

「臨朝称制」とは、「赤ん坊皇帝」「小皇帝」が即位した後、彼らの母が皇太后として「赤ん坊皇帝」「小皇帝」に代わって、国の最高政治権を握り、天下に号令し、直接国家を管理することである。前漢（紀元前二〇六年～紀元二十三年）の呂太后も「臨朝」を行った人物として知られている。後漢（二五～二〇八）時代には、十歳、十数歳、百日の乳児に至るまでが相次いで即位している。例えば後漢第四代の和帝は十歳（八八～一〇五年）、第五代の殤帝は僅か百日の

乳児、第六代の安帝は十三歳（一〇七～一二五年）、第八代の順帝は十一歳（一二五～一四四年）、第九代の冲帝は二歳（一四四～一四五年）、十代の質帝は八歳（一四五～一四六年）、十一代の桓帝は十五歳（一四六～一六七年）、十二代の靈帝は十二歳（一六八～一八九年）であり、次の十三代の少帝（弁）も百日の乳児であったし、十四代の献帝は九歳で即位している。つまり後漢十四代の皇帝の内、第二代の明帝と第三代の章帝が十九歳で即位したのを除くと、第四代の和帝から最後の献帝まですべて乳児・赤ん坊・少年、つまりすべて十三歳以下の「赤ん坊皇帝」「小皇帝」である。そのため、この時代において、皇太后による「臨朝称制」は普遍的になった。その実質は皇太后を中心とする外戚集団が直接政治に参与し、王位をめぐる争っていたのである。例えば、和帝が即位した当初は竇太后が臨朝を行って、北匈奴との戦争に戦功を上げた竇太后の兄の竇憲は大將軍になり、朝廷の要職は竇氏の一族に独占された。和帝が外戚による帝位の篡奪も竇憲によって実現するのを恐れ、宦官と図って竇氏を除いた。後、和帝皇后の鄧氏は和帝の没後に百日の乳児と十三歳の安帝を帝位に即け、臨朝称制を行った。安帝が死んだ後、唯一人の実子劉保は皇太子を廃され、安帝の後閻皇后によって皇族の中で一番幼い劉懿が帝位に即けられたが、間もなく病に倒れた（毒を盛られたという説もある）。その後、宦官らが閻氏を除き、劉保を即位させ、順帝とした。順帝皇后の梁氏も順帝の没後に再び二歳、

八歳、十五歳の三人の「小皇帝」を帝位に即けたが、八歳の質帝は梁太后の兄の梁冀によって毒殺された。次の桓帝は十五歳だったが、政治権力はやはり梁氏に握られたままであった。

皇太后が臨朝を行い、さらにその一族を朝廷の枢要の地位につけたのは、政治混乱の最大の起因となった。したがって、はやくも前漢の武帝は自らが危篤に陥った際に、八歳の息子の劉弗陵（漢の昭帝）を太子に立て、今後皇太后・皇后が政治紛争を起こすのを避けるために太子の母親の鈞弋夫人を賜死させたのである。後漢の「娃娃（赤ん坊）皇帝」「小皇帝」と皇太后の「臨朝称制」の暗黒の時代が終わり、北魏の時代に入ると、同様の理由で、初代の拓跋珪（魏道武帝）の時、皇帝の息子が皇太子に立てられると、その母を賜死させなければならぬという極めて残酷な規定が定められた。そしてその規定のもとで魏の孝文帝が二歳にもならぬうちに太子に立てられると、その母親はすぐ賜死させられたのである。このことについて『魏書』巻七、太宗紀に次の記載がある。「初、帝母劉貴人賜死、太祖告帝曰『昔漢武帝將立其子而殺其母、不令婦人後與国政、使外家為乱。汝当継統、故吾遠同漢武、為長久之計』（昔漢の武帝將に其の子を立てんとして其の母を殺し、婦人をして後国政に與かり、外家をして乱を為さしめず。汝当に統を継ぐべし、故に吾遠く漢武と同じくし、長久なる計を為す⁽³⁸⁾」。この記述から見れば北魏政権が中国北方系の異民族政権であるのは確かであるが、政権を握る皇帝が、

皇太后、皇后の「臨朝称制」、および母后とその一族が政治紛争を起こすことを懸念していた点においては両漢（前漢・後漢）の皇帝と同様に考えられる。

中国古代、特に後漢時代における皇太后、あるいは皇后の「臨朝称制」およびその外戚集団が政権を牛耳るというのが半ば常識化していたのに対して、日本奈良時代における天皇の皇后は皇族でなければならぬし、天皇の母は妃で、すなわち皇族ではない場合、蘇我氏以外の外戚勢力は単独で朝廷を牛耳ることができない。第二十九代天皇の欽明天皇は蘇我稲目の娘二人、堅塩姫と小姉君を妃とし、彼女らが用明、崇峻、推古天皇を生んだ。その勢力が最高峰に達した時、皇子と天皇さえもそれぞれ暗殺されるか、または自殺させられたのみならず、蘇我入鹿の時代になると、蘇我氏の一族はあたかも自らが天皇であるかのように振る舞っていた。それにも拘らず、当時の天皇はやはり天皇「家」の立場に立って行政をしていた。なぜなら、日本の場合、即位した天皇は皆成人、つまり三十歳以上だったので、外戚が簡単に政治を左右することはできなかったからである。例えば前述したように六二四年、蘇我馬子が天皇に葛城県の土地を請うて許されなかった。また蘇我馬子の時代にも馬子が崇峻天皇を暗殺した後、次の王位の継承者について、やはり「君臣請」、「百寮上」表勸進⁽³⁹⁾、すなわち有力豪族の合議という慣習に則って、王位の継承者を決めていた。つまり奈良時代の天皇および朝廷の政

治構造と中国の皇帝独裁という政治体制とは異なり、また社会の血縁親族集団の構造も異なっていたため、中国のような皇太后・皇后の「臨朝称制」が成立しなかったし、外戚集団によって政治を牛耳られるようなことも風潮にはならなかった。

以上から分かるように中国の女性は娘や皇太后・皇后のいずれの身分でも、即位することはまったく不可能であった。中国の長い歴史上で、女帝は唐の則天武后ただ一人である。

則天武后は初唐に生まれ、十四歳で唐太宗の幼妾として宮中に仕え、その後「才人」の封を受け、「武媚」という号を賜わった。六四九年太宗が没し、則天武后はいったん尼僧となった。六五四年、彼女は再び高宗によって宮中に召し入れられ、大きな寵愛を受け、「昭儀」の封号を得た。そして翌年、高宗は皇后王氏を廃し、則天武后を皇后の位に就かせた。その時から則天武后は朝政に参加し、朝廷内の矛盾を利用して、旧大臣の放逐や反対の大臣の処刑を行い、さらにまた高宗の母舅の長孫無忌を自殺にまで追い詰めた。当時の群臣は高宗と則天武后を並べて「二聖」と称した。高宗は王朝の維持の為に王位を太子の李弘（則天の長男）に譲位しようとしたが、則天武后は毒入りの薬酒で太子を殺し、次男の李賢を太子に立てた。そして高宗が李賢を監国役に任じようとしたところ、則天武后はすぐ李賢を廃して、庶民にし、三男の李顕を太子に立てた。六八三年高宗が病没し、李顕が即位して皇帝（中宗）となったが、則天武后

は皇太后として朝廷の政治権をしっかりと握っていた。翌年、六八四年彼女はさらに皇帝の三男を廬陵王に左遷し、四男の李旦を皇帝（睿宗）に立てた。またこの年、則天武后は都の洛陽を神都と改め、唐の官職名を新たに作り、自らが女皇として登極するための準備を整えた。六九〇年四男の睿宗をはじめ六万人は、則天の示唆のもとに、国号の改称を上書し、それを受けた形で則天武后は国号の唐を周と改め、自ら「大聖皇帝」と称した。

則天武后は政変を起こして皇位を得たのではなく、三十六年間の画策を経て、苦心惨憺の末、六十七歳の年に、ようやく帝位に登る宿願を果たした。それに対して、皇族内の女性が自らの正当な身分として堂々と王位に即いた日本では女帝の即位は正統性を持っていと考えられる。中国では女性は皇帝が幼少の場合などに、最高でも皇太后・皇后の身分で「臨朝称政」を行うのみであった。娘の身分では「臨朝」の資格はない。しかも一般的に中国の歴史においては、皇太后・皇后の「臨朝」は往々にして非難されがちである。

2 女帝の身分と女帝継承の性格

次に、即位する女帝の身分について分析したい。『日本書紀』の即位前紀には、男帝と同様に女帝の父・母の出身も明記されている。例えば安閑天皇は「男大迹天皇長子也、母曰三目子媛」、宣化天皇は「男大迹天皇第子也、勾大兄広國押武金日天皇之同母弟也」（勾

大兄広国押武金日天皇は安閑天皇である)、用明天皇は「天國排開広庭天皇第四子也、母曰三堅塩媛」(天國排開広庭天皇は欽明天皇である)、推古天皇は「天國排開広庭天皇中女也、橘豊日天皇同母妹也」(橘豊日天皇は用明天皇である)、などとそれぞれの即位前紀に記載されている。皇極天皇は父も祖父も天皇ではなく、その即位前紀には「淳中倉太珠敷天皇曾孫、押坂彦人大兄皇子孫、茅淳王女也」(淳中倉太珠敷天皇は敏達天皇である)と記されている。

六人八代の女帝の身分を比較すると、元正と孝謙の二人は皇后・皇太后の経験がなく、皇女の身分で即位した。元正女帝は文武天皇が二十五歳の若さで没した後、天武と持統の娘、文武の同父母姉の身分(独身)で即位した。孝謙女帝は弟の基王が早逝したため、聖武の未婚の娘の身分で初めて女性の皇太子となり、聖武天皇の讓位により孝謙天皇となった。あとの四人は皇女であり、前・元天皇の皇后・皇太后(元明は草壁皇子の妃、文武天皇の母)でもあった。しかし皇后あるいは天皇の妻ではあるが、皇女ではない女性の即位は一例もなかった。例えば藤原光明子は聖武天皇の皇后であったが即位はできなかった。したがって、女帝の即位には、皇女の身分が皇后の身分より重要だったと考えられる。つまり、女帝は先ず皇女でなければならず、皇女でなければ皇后でも即位できないのである。こうした女帝の王位継承法の特徴も、皇女が皇族の血縁成員資格を持つていたことの証左とすることができよう。

日本の女帝の登極と中国の太后の「臨朝称政」とが著しい対照をなすのは、それぞれがまったく異なる血縁集団構造に基づいているためである。

前述のように古代社会における王位の継承は、一般的に前任者と一定の親族関係、すなわち前任者の親族集団の成員資格を持つている者に限られた。しかし中国における女性は、結婚前も結婚後も実父と夫の宗族集団のどちらの成員資格も持たなかった。ゆえに皇帝の娘にせよ皇太后・皇后にせよ、いずれも王位に即くことはできなかった。

中国では「姓」は宗族集団の外在的シンボルであり、同じ宗族の男女すべてに同一の姓が冠され、これは出生から死亡に至るまで終生変わらない。この点では女性は男性と同様実父の宗族集団に属する。しかし結婚後、死亡すれば位牌は夫の宗族集団の「祠堂」に置かれる。社会的には結婚を境に父の宗族から夫の宗族へ移るのである。このように女性は父宗、夫宗の二面に引き裂かれ、父・夫どちらの宗族においても完璧な成員資格は持っていない。したがって皇帝が死去した際、即位する嫡長男が幼少あるいは脳に障害があるなどの事情があっても、皇帝の娘、姉妹、皇后、皇太后、いずれの身分の女性も、日本の女帝のように自ら即位することは絶対にできなかった。「同姓不婚」の原則のもとで、皇帝の娘や姉妹は外族に嫁ぐ。すると社会的には夫の宗族集団に移ったことになり、その娘に

は「臨朝称政」の資格さえもなくなる。他方、皇后・皇太后は、社会的には皇帝の宗族に移っていても、「姓」は実父の宗族集団の姓のままであり、完璧な皇族の成員資格はなく、ゆえに皇后・皇太后が政治的権力を握る場合、便宜的措置として「臨朝称政」とせざるを得なかった。

日本では、天皇の一族は「姓」を持たず、女性も皇族の成員資格を持っていた。また従来同父母の兄弟姉妹以外の近親婚の習慣があり、そのような時代には、皇女または天皇（前・元天皇を含む）の姉妹や娘、すなわち内親王の婚姻は皇族内に限ると「継嗣令」に記されている。つまりそもそも皇女や天皇の姉妹は外族とは結婚できなかったため、その意味で結婚によって皇族としての成員資格を失うこともなかった。したがって皇族の女性は皇女（前・元天皇の姉妹、従姉妹を含む）でも皇女と皇后の二重の身分でも堂々と登極できることになったのである。それはこれまで述べてきたような日本古代社会における血縁集団の特徴、および特有の成員資格の認定様式、そして特有の婚姻規制^⑧を背景として成り立ったものに他ならない。

むすび

これまで検討してきた王位継承のいわゆる「直系」説と女帝継承の性格について、最後にもう一度見解を纏めておきたい。

この時代の王位の継承には以下の五つの特徴が見られる。第一に、継承者が成人（三十歳以上）しなければ王位に即けないという不文律があった。この不文律のもとで被継承者の兄弟（日本では姉妹も含む）は常に必然的に継承者となった。第二に、王位を継承した兄弟または姉妹は一旦王位に即けば、死ぬまで譲位しない。つまり、兄弟姉妹が即位すれば高齢になっても死ぬまで前帝の後裔にバトンを渡さなかった。それも不文律であった。このように日本において兄弟姉妹による継承は、直系継承制のもとでの一時的な補助としての「中継」とは異なるものであった。第三に、伝統に則り、有力豪族の合議によって継承者を推戴していた習慣があるため、合議される継承者の範囲は被継承者の子だけではなく、兄弟姉妹および彼らの子も含む皇族内の全員になった。第四に、太子を立てても、その太子は必ずしも即位するわけではなく、立太子は往々にして形式的になる。また太子は前天皇の子に限らず、選定の仕方には、直系継承の意図は見られない。第五に、この時期には、皇族の女性は皇女でも皇女と皇后の二重の身分でも堂々と登極できたため、女帝が頻出した。

これらの特徴から明らかなように、日本において王位の直系継承は行われておらず、またそれはあり得ないことであった。なぜなら、日本では皇族の中で単位家族が未だ独立も、成立もしていなかったからである。中国においては、王を中心とする単位家族としての血

縁集団内における権力、財産などの分配・相続の権利を守るために、王は必ず王の息子を継承者とする必要があった。日本では継承者は皇族内の全員から生み出され、またそれによって一族の権力や財産が守られた。したがって継承者を王の息子に限る必然性はなかった。そして、中国とは異なり、皇族内の女性も男性同様皇族としての成員資格を持っていたために、皇族内の極端な近親婚が行われ、その結果彼女らは皇后や女帝となり得たのである。こうした特徴はすべて血縁親族集団の構造が然らしめるものであった。

以上、本論文において日本古代における血縁集団構造の父系擬制的、非出自集団としての無系あるいは血統上での未分化のキンドレッドの性格が明らかになったと認識している。

注

(1) 彦人皇子が物部守屋、中臣勝海対蘇我馬子の抗争の渦中にあつたことは『日本書紀』用明天皇紀に記録がある。彦人皇子がこの抗争で亡くなったかどうかは不明だが、敏達天皇が太子とした彦人皇子が、用明天皇の死去後に即位しなかったのは事実である。そしてその後『日本書紀』に彼に関する記載は一切見られない。

(2) 『日本書紀』皇極天皇紀。

(3) 李則鳴「古代宗法制度探源」『中国古代史論叢』第九輯、福建人民出版社、一九八五年、二一—二三頁。

(4) 『史記』殷本紀にはその時期の弟らが兄の子に代わり王位に即くことを九世にいたるまで乱れると見なす。したがって、「兄終弟及」という継承は王位継承の正統ではないといえる。次の文を参照。

(5) 『史記』周本紀。

(6) 河内祥輔「王位継承法試論」佐伯有清編『日本古代史論考』吉川弘文館、一九八〇年。南部昇「女帝と直系王位継承」『日本歴史』二八二号、一九七一年。成清弘和『日本古代の王位継承と親族』御影史学研究会、歴史叢書1、岩田書院、一九九九年。

(7) M. Fortes, *Kinship and the Social Order: The Legacy of Lewis Henry Morgan*, Chicago: Aldine, 1969; R. M. Keesing, *Kin Groups and Social Structure*, New York: Holt, Rinehart & Winston, 1975; H. W. Scheffler, "Kinship, descent and Alliance," in J. Honigsmann(ed.), *Handbook of Cultural Anthropology*, New York: Rand McNally, 1973.

(8) 白鳥清「古代日本の末子相続制度に就いて」池内宏編『東洋史論叢』白鳥博士還暦記念』に所収、岩波書店、一九二五年。

(9) 井上光貞「古代の皇太子」井上光貞『日本古代国家の研究』岩波書店、一九六五年第一刷発行、一九八三年第十四刷発行、一八七頁。

(10) 小林茂文『周縁の古代史——王権と性・子ども・境界』有精堂出版、一九九四年、二二—二五頁。

(11) 注(6)、前掲河内論文。

(12) 注(9)、前掲書、二二—四頁。

(13) 瀧浪貞子「女帝の条件」『京都市歴史資料館紀要』第十号、一

九九二年十一月、二三頁。

- (14) 注(6)、前掲成清弘和『日本古代の王位継承と親族』、四頁。
- (15) 注(6)、前掲南部論文。
- (16) 村井康彦の研究によって、奈良朝時代以前、王位継承の年齢は、文武以前では、武烈が十歳、安寧が二十九歳で即位しているのを除いて、すべて三十歳以上、平均年齢四十七歳である。したがって村井は王位継承の年齢は三十歳以上にしたと考えられた。『日本研究』第1集(国際日本文化研究センター紀要、平成元年)七二頁を参照。
- (17) 注(6)、前掲河内論文。
- (18) 注(6)、前掲南部論文。
- (19) 王国維「殷卜辞中所見先公先王考」、「殷卜辞中所見先公先王統考」王国維著、傅傑編校『王国維論學集』中国社会科学出版社、一九九七年、二四―二五頁、三一―三二頁。
- (20) 『竹書紀年』(『四部備要』、史部、上海中華書局據平津館本校刊)。
- (21) 『楚辭』天問。
- (22) 注(19)、前掲書、一八一―二二頁。
- (23) 項北「甲骨卜辞校正『史記』所載商代世系之誤兩例」胡厚宣編『甲骨文與殷商史』第二輯、上海古籍出版社、一九八六年、五頁。
- (24) 『史記』殷本紀。
- (25) 『史記』殷本紀によれば、祖乙は河亶甲の子であるにもかかわらず、王国維は卜辞によって祖乙(且乙)が中丁の子であると訂正し、それが広く認められている。王氏の「商先王世数」(『觀堂集林』所収、卷九、一九〇二頁、商務印書館、一九四〇年)を参照。

(26) 『史記』殷本紀。

- (27) 胡厚宣「殷代婚姻家族宗法生育制度考」胡厚宣著『甲骨學商史論叢初集』、『民國叢書』第一編82歴史・地理類、上海書店、一九八九年(本書は齊魯大學國學研究所一九四四年版によって影印) 一一―一三、二六―二八頁。
- (28) 張光直『Shang Civilization』一九八〇年、毛小雨訳『商代文明』北京工藝美術出版社、一九九九年、一七二頁。
- (29) 『史記』周本紀。
- (30) 『春秋左氏伝』隱公三年。この記事に関するのは清の劉文淇が「春秋左伝旧註疏証」に次のように解釈した。「成湯既受天命、子孫克循其道、則殷之受命、皆得其宜、故百衆福祿」とある。
- (31) 『春秋左氏伝』隱公一年。
- (32) 『春秋左氏伝』隱公十一年。
- (33) 劉文淇『春秋左伝旧註疏証』隱公十一年。
- (34) 注(6)、前掲河内論文の注(16)を参照。
- (35) 『日本書紀』推古天皇即位前紀。
- (36) 注(6)、前掲河内論文。
- (37) 『日本書紀』舒明天皇即位前紀。
- (38) 『日本書紀』孝德天皇即位前紀。
- (39) 単位家族とは古代社会では複数の大家族に対して一人の男性を中心とした妻・妾およびその嫡・庶子を含んだ家族である。中国ではこのような家族を「個体家庭」と呼び、本論では「単位家族」という名称を使う。
- (40) 村井康彦「王権の継承―不改常典をめぐる―」、国際日本文

化研究センター紀要『日本研究』第1集、平成元年五月、九三―九四頁。

(41) 注(27)、前掲書、二六頁。

(42) 『春秋左氏伝』襄公三十一年。

(43) 『春秋左氏伝』昭公二十六年。

(44) 『春秋公羊傳注疏』「昭公」卷二十三、昭公二十年(十三經注、一八一五年阮元刻本、二九三頁)。

(45) 『晋書』卷三、世祖武帝紀。

(46) 『新唐書』本紀第一、高祖皇帝李淵。本紀第二、太宗皇帝李世民。

(47) 『魏書』卷六、顯祖獻文帝紀。卷七(上・下)高祖孝文帝紀。

(48) 村井康彦、栗原弘によれば、家が成立していなかった最大の指標は、家単位で墓地を持つことなく、夫婦別墓制であったところに認められる。なぜなら、氏神祭とならんで同胞意識の保持の役割を果たしたものに氏墓がある。しかし、この時代(十世紀まで)夫婦であっても死ねば夫は夫の氏族墓地に、妻は妻方の氏族墓地に葬られ、合葬するということがなかった。個人の帰属原理は「家」ではなく、「氏族」にあったのである。村井「公家の家意識―氏と家との狭間で―」、「歴史公論」『日本人と家』創刊五〇号記念増大号、一九八〇年一月、一〇二―一〇三頁、栗原「平安中期の入墓規定と親族組織―藤原兼家・道長家族を中心として―」秋山国三先生追悼会編『京都地域史の研究』四四―四六頁。

(49) 注(40)、前掲論文、八九―九三頁。

(50) 『続日本紀』文武天皇即位前紀。

(51) 『続日本紀』元明天皇即位前紀。

(52) 「不改常典」についての研究は、古くは本居宣長「詔詞解」、三浦周行「法制史概論」(三浦周行『続法制史の研究』岩波書店、一九一九年、一九五八年、六刷)、岩橋小彌太「天智天皇の立て給ひし常の典」(『上代史籍の研究』二、増補、吉川弘文館、一九七三年)などがある。また長山泰孝「不改常典の再検討」(『日本歴史』四四六)、直木孝次郎「天智天皇と皇位繼承法」(『人文研究』六一九)、林陸郎「天平の廟堂と官人構造の変化」(『歴史学研究』二二八)、武田佐知子「不改常典」について(『日本歴史』三〇九)などの研究を参照。

(53) 『続日本紀』神護景雲三年(七六九)十月甲辰(十日)条に次のように記す。「大宰府言、此府人物殷繁、天下一都會也。子弟之徒、学者稍衆。而府庫但蓄五經、未有三史正本。涉獵之人、其道不広。伏乞、列代諸史、各給一本。伝習管内、以興業。詔賜史記・漢書・後漢書・三國志・晋書各一部」(大宰府言さく、「この府は人物殷繁にして天下の一都會なり。子弟の徒、学者稍く衆し。而れども、府庫は但五經のみを蓄へて、未だ三史の正本有らず。涉獵の人、その道広からず。伏して乞はくは、列代の諸史、各一本を給はむことを。管内に伝へ習はしめて、以て学業を興さむ」とまうす。詔して、史記・漢書・後漢書・三國志・晋書各一部を賜ふ。(ここの訓読みは『新日本古典文学大系』岩波書店、一九九五年)による)とある。

(54) 注(13)、前掲書、一三三頁。

(55) 注(6)前掲河内・南部論文を参照。

- (56) 奥田暁子「王権と女性」鶴見和子他監修『女と男の時空——日本女性史再考』の第一巻『ヒメとヒコの時代——原始・古代』、藤原書店、一九九五年。
- (57) 『資治通鑑』卷二十二。『漢紀』十四「漢武帝」後元元年。
- (58) 『魏書』卷七（上・下）太宗紀。
- (59) 滋賀秀三『中国家族法の原理』創文社、一九八一年第三刷版、二〇頁。
- (60) 官文娜「古代社会の婚姻形態と親族集団構造について」笠谷和比古編『公家と武家II——「家」の比較文明的考察』思文閣出版、一九九九年、一〇三—一〇七頁。